

地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程の一部改正について

医療推進課

1 改正内容

常勤役員の前6月と12月に支給される賞与について改正

- (1) 平成28年度の6月と12月の賞与の支給割合を次の表のとおり改正
(年間支給月数は、3.15月から3.25月(副理事長は2.2月から2.25月)となる)
- (2) 平成29年度以降の6月と12月の賞与の支給割合を次の表のとおり改正
(年間支給月数は、3.25月(副理事長は2.25月))

改正後の支給割合		役員 (副理事長を除く)	副理事長	施行期日
平成28年度	6月支給	100分の150	100分の110	平成28年12月27日 (平成28年12月1日適用)
	12月支給	100分の175	100分の115	
平成29年度	6月支給	100分の155	100分の112.5	平成29年4月1日
	12月支給	100分の170	100分の112.5	

2 改正の理由

- (1) 人事委員会の勧告により県職員の期末・勤勉手当の年間支給月数が上げられたことを踏まえ、県の引き上げに準じて改正を行った。
- (2) 平成29年度以降の6月と12月の支給割合については、県との均衡を図る観点から、県の特別職の支給割合に準じて改正する。

(参考)

○地方独立行政法人法

(役員報酬等)

第四十八条 (第一項略)

2 役員報酬等の支給基準を変更したときは、知事に届け出なければならない(第三項略)

(評価委員会の意見の申出)

第四十九条 知事は、届出があったときは、評価委員会に通知するものとする

2 評価委員会は、通知を受けたときは、支給基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、知事に対し、意見を申し出ることができる

(準用)

第五十六条 第四十八条及び第四十九条の規定は、一般地方独立行政法人の役員報酬等について準用する。

地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程の一部を改正する規程

平成28年12月27日
規程 1 - 4 - 8

第 1 条 地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(賞与)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 賞与の額は、基本給及び地域手当の合計額に、6月に支給する場合において100分の150、12月に支給する場合においては100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) ～(4) (略)</p> <p>3 ～ 4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 当分の間、副理事長に支給する賞与に関する第10条第2項の規定の適用については、同項中「6月に支給する場合には100分の150、12月に支給する場合には100分の175」とあるのは「<u>100分の115</u>」とする。</p>	<p>(賞与)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 賞与の額は、基本給及び地域手当の合計額に、6月に支給する場合において100分の150、12月に支給する場合においては100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) ～(4) (略)</p> <p>3 ～ 4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 当分の間、副理事長に支給する賞与に関する第10条第2項の規定の適用については、同項中「6月に支給する場合には100分の150、12月に支給する場合には100分の165」とあるのは「<u>100分の110</u>」とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(賞与)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 賞与の額は、基本給及び地域手当の合計額に、6月に支給する場合において得た額は<u>100分の155</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) ～(4) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 当分の間、副理事長に支給する賞与に関する第10条第2項の規定の適用については、同項中「6月に支給する場合には<u>100分の155</u>、12月に支給する場合には<u>100分の170</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>	<p>(賞与)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 賞与の額は、基本給及び地域手当の合計額に、6月に支給する場合において得た額は<u>100分の150</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) ～(4) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 当分の間、副理事長に支給する賞与に関する第10条第2項の規定の適用については、同項中「6月に支給する場合には<u>100分の150</u>、12月に支給する場合には<u>100分の175</u>」とあるのは「<u>100分の115</u>」とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則 (平成28年12月27日規程1-4-8)
(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年12月27日から施行する。ただし、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程（以下次項において「改正後の役員報酬規程」という。）第10条第2項及び附則第2項の規定は平成28年12月1日から適用する。
(報酬の内払)
- 3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程の規定に基づいて、平成28年4月1日以後の分として役員に支払われた報酬は、改正後の役員報酬規程の規定による報酬の内払とみなす。

地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程

平成 22 年 4 月 1 日

規程 1-4

- 〔沿革〕 平成 23 年 1 月 30 日規程 4-1-5 = 一部改正
平成 25 年 3 月 26 日規程 1-4-1 = 一部改正
平成 25 年 6 月 28 日規程 1-4-2 = 一部改正
平成 26 年 9 月 30 日規程 1-4-3 = 一部改正
平成 26 年 12 月 25 日規程 1-4-4 = 一部改正
平成 27 年 3 月 30 日規程 1-4-5 = 一部改正
平成 27 年 4 月 27 日規程 1-4-6 = 一部改正
平成 28 年 3 月 24 日規程 1-4-7 = 一部改正
平成 28 年 12 月 27 日規程 1-4-8 = 一部改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人長野県立病院機構（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関し必要な事項を定める。

(役員報酬)

第 2 条 常勤の役員報酬は、基本給、地域手当、理事長手当、副理事長手当、通勤手当、診療手当及び賞与とする。

2 非常勤の役員報酬は、非常勤役員報酬とする。

(報酬の支給日)

第 3 条 常勤の役員報酬（診療手当及び賞与を除く。）は、毎月 16 日に支給する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法第 178 号）に定める休日（以下「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日の直後の休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

2 診療手当は、報酬の支給方法に準じて、その月の分を翌月の報酬支給日に支給する。

3 賞与は、6 月 30 日及び 12 月 10 日に支給する。ただし、これらの日が、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日の直前の金曜日を支給日とする。

4 非常勤の役員報酬の支給日については、理事長が別に定める。

(基本給)

第 4 条 基本給は、次に掲げる額とする。

(1) 理事長

月額 850,000 円

(2) 副理事長

月額 250,000 円

(地域手当)

第 5 条 地域手当の月額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 医師又は歯科医師である者 基本給に 100 分の 16 を乗じて得た額

(2) 前号に掲げる者以外のもの 基本給に 100 分の 2.0 を乗じて得た額

(理事長手当)

第6条 理事長手当は、理事長の職にある者に支給する。

2 理事長手当の月額は、理事長の基本給に100分の25を乗じて得た額とする。

(副理事長手当)

第7条 副理事長手当は、副理事長の職にある者に支給する。

2 副理事長手当の月額は、前条第2項に規定する額に100分の50を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第8条 通勤手当の額及び支給方法は、法人の職員の例による。

(診療手当)

第9条 診療手当は、診療業務に従事する常勤の役員に支給する。

2 診療手当の額は、業務1日につき10,000円とする。

(賞与)

第10条 賞与は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退任し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

2 賞与の額は、基本給及び地域手当の合計額に、6月に支給する場合には100分の150、12月に支給する場合には100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間(これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6月 100分の100

(2) 5月以上6月未満 100分の80

(3) 3月以上5月未満 100分の60 (4) 3月未満 100分の30

3 理事長は、法人の職員の例により、賞与の支給を一時差し止めることができる。

4 次の各号のいずれかに該当するものには、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る賞与(第3号の規定に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた賞与)は支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第17条第2項第2号及び第3項の規定により解任された常勤の役員

(2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した常勤の役員で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(3) 前項の規定により賞与の支給を一時差し止められた者(当該差し止めを取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(非常勤役員報酬)

第11条 非常勤役員報酬は、次に掲げる額とする。

(1) 理事

月額 30,000円

(2) 監事

月額 30,000円

(例月報酬の日割計算)

第12条 新たに常勤の役員になった者には、その日から基本給、地域手当、理事長手当及び副理事長手当(以下この条において「例月報酬」という。)を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合には、その日までの例月報酬を支給する。

- 3 常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月までの例月報酬を支給する。
- 4 第1項及び第2項の規定により例月報酬を支給する場合であつて、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その例月報酬は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(役員報酬の支払方法)

第13条 役員報酬は、当該役員の本人名義の預貯金口座への振込みの方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき、役員報酬から控除すべき金額があるときには、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(端数の処理)

第14条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(病院職員を兼務する役員報酬)

第15条 法人の職員である役員については、この規程に基づく役員報酬は支給しない。

(雑則)

第16条 この規程の実施に必要な報酬の支給手続等の事項については、法人の職員の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、副理事長に支給する賞与に関する第10条第2項の規定の適用については、同項中「6月に支給する場合には100分の150、12月に支給する場合には100分の175」とあるのは「100分の115」とする。
- 3 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における常勤の役員の基本給は、第4条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、第5条に規定する地域手当及び第10条に規定する賞与並びに地方独立行政法人長野県立病院機構役員退職手当規程（平成22年4月1日規程1-5）の規定に基づく退職手当の額の算出の基礎となる基本給については、この限りでない。
 - (1) 理事長
月額 765,000円
 - (2) 副理事長
月額 225,000円

附 則（平成23年11月30日規程4-1-5抄）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年12月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第3項及び第5項の規定は、平成24年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成25年3月26日規程1-4-1）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月28日規程1-4-2）

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日規程1-4-3）

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年12月25日規程 1-4-4）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年12月25日から施行する。ただし、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程第10条第2項及び附則2の規定は平成26年12月1日から適用する。

附 則（平成27年3月30日規程1-4-5）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月27日規程1-4-6）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年5月1日から施行する。ただし、第5条の規定は平成27年4月1日から適用する。
- 2 施行日から平成30年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる役員報酬規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条(1)	100分の16	100分の16を超えない範囲内で理事長が定める割合
第5条(2)	100分の2.0	100分の2.0を超えない範囲内で理事長が定める割合

附 則（平成28年3月24日規程1-4-7）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年3月24日から施行する。ただし、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）第10条第2項及び附則第2項の規定は平成27年12月1日から適用する。

（報酬の内払）

- 3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程の規定に基づいて、平成27年4月1日以後の分として役員に支払われた報酬は、改正後の役員報酬規程の規定による報酬の内払とみなす。

附 則（平成28年12月27日規程1-4-8）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年12月27日から施行する。ただし、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）第10条第2項及び附則第2項の規定は平成28年12月1日から適用する。

（報酬の内払）

- 3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程の規定に基づいて、平成28年4月1日以後の分として役員に支払われた報酬は、改正後の役員報酬規程の規定による報酬の内払とみなす。